

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
14 鳥取県産業廃棄物適正処理基金	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。	(1) 鳥取県条例第3章第4節の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	14 鳥取県産業廃棄物適正処理基金	<u>鳥取県条例第3章第4節の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。</u>	県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当

		課徴 収に 要す る費 用を 控除 して 得た 額の うち、 一般 会計 歳入 歳出 予算 に定 める 額  (2)  (1) のほ か、 一般 会計 歳入 歳出 予算 に定 める 額							
略					略				
17 鳥 取県 こども 未来基 金	未来を担 う子どもの 健やかな成 長に資する 施策のため 県に寄附さ れた寄附金 を、当該施 策の実施に 要する経費 に充てるこ と。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な次の経 費の財源 に充てる とき。 (1) 子 ども (おお むね18	17 鳥 取県 こども 未来基 金	未来を担 う子どもの 健やかな成 長に資する 施策のため 県に寄附さ れた寄附金 を、当該施 策の実施に 要する経費 に充てるこ と。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な次の経 費の財源 に充てる とき。 (1) 子 ども (おお むね18

				歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ(子どもが行うスポーツをいう。)の振興に係る経費				歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ(子どもが行うスポーツをいう。)の振興に係る経費	
					18 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
18 略					19 略				
19 略					20 略				
20 略					21 略				

21 略
22 略
23 略
24 略
25 略
26 略
27 略
28 略

29 鳥	次に掲げる事業を行うことにより就学等に要する費用を負担する者の経済的負担の軽減を図ること。 (1) 経済的理由により就学が困難な高等学校の生徒の授業料等の減免及び高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与 (2) 東日本大震災等により被災した幼児、児童又は生徒の授業料等の減免その他の就学等に関する援助の実施	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
------	---	-----------------	-------------------------	----------------------------------

22 略
23 略
24 略
25 略
26 略
27 略
28 略
29 略

30 鳥	次に掲げる事業を行うことにより就学等に要する費用を負担する者の経済的負担の軽減を図ること。 (1) 経済的理由により就学が困難な高等学校の生徒の授業料等の減免及び高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与 (2) 東日本大震災等により被災した幼児、児童又は生徒の授業料等の減免その他の就学等に関する援助の実施	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
31 鳥	県内にお	一般会	一般会計歳	当該基

					取 地 活 化 公 投 臨 基	県 域 性 公 共 資 を 円 滑 に 実 施 し 、 地 域 の 活 性 化 を 図 る た め の 経 費 に 充 て る こ と。	計 入 出 予 算 に 定 め る 額	入 出 予 算 に 計 上 し て 当 該 基 金 に 積 立 て	金 の 設 置 目 的 を 達 成 す る た め に 必 要 な 経 費 の 財 源 に 充 て る と き。
<u>30</u> 略					<u>32</u> 略				
<u>31</u> 略					<u>33</u> 略				
<u>32</u> 略					<u>34</u> 略				
<u>33</u> 略					<u>35</u> 略				
<u>34</u> 略					<u>36</u> 略				
<u>35</u> 略					<u>37</u> 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。